

和歌山県看護協会

定 款

目 次

第 1 章	総 則	-----	1
第 2 章	会 員	-----	1
第 3 章	役 員	-----	2
第 4 章	総 会	-----	3
第 5 章	理 事 会	-----	4
第 6 章	職 能 委 員 会	-----	6
第 7 章	委 員 会	-----	6
第 8 章	事 務 局	-----	7
第 9 章	資 産 及 び 会 計	-----	7
第 10 章	定 款 の 変 更 及 び 解 散	-----	7
第 11 章	雑 則	-----	8
附	則	-----	8

社団法人 和歌山県看護協会定款
社団法人和歌山県看護協会定款（昭和48年制定）の全部を改正する。

第 1 章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、社団法人和歌山県看護協会という。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を和歌山市西浜1014番地の27に置く。

（目的）

第3条 この法人は、保健師、助産師、看護師及び准看護師の職業倫理の向上、専門的知識と技術の研さん及び相互の連携並びに医療及び公衆衛生の普及向上をはかり、もって和歌山県民の健康と福祉に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）看護業務の充実発展に関する事項
- （2）看護に関する教育、研究に関する事項
- （3）ナースセンター事業に関する事項
- （4）医療及び公衆衛生の普及向上に関する事項
- （5）会員の福祉の向上に関する事項
- （6）看護研修センターの運営・管理に関する事項
- （7）訪問看護・居宅介護支援に関する事項
- （8）その他前条の目的達成のために必要な事項

2 前項の事業遂行するため社団法人日本看護協会事業と連携するものとする。

第 2 章 会 員

（種別）

第5条 この法人の会員は、正会員及び名誉会員とする。

2 正会員は、保健師、助産師、看護師又は准看護師の資格を有し、和歌山県内に在住又は勤務する者で、この法人の目的に賛同して入会したものとする。

3 この法人に功労があった者で、総会において推薦された者を名誉会員とすることができる。

（日本看護協会の加入）

第6条 この法人は、総会の議を経て社団法人日本看護協会の法人会員となるものとする。

（会費）

第7条 正会員は、総会において別に定める会費及び入会金を納入しなければならない

い。

(入会)

第8条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第9条 正会員は、退会しようとするときは、会長に書面で届け出なければならない。

2 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第10条 正会員がこの法人の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において出席正会員の4分の3以上の決議により、これを除名することができる。

第 3 章 役 員

(種別及び選任)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 18人

(2) 監事 3人

2 理事のうち、1人を会長、1人を第1副会長、1人を第2副会長、1人を専務理事、1人を常任理事、1人を書記長、3人を職能理事(保健師、助産師及び看護師)、8人を地区理事、1人を全区理事(准看護師)とする。

3 理事及び監事は、総会において正会員の中から職務を指定して選任する。ただし、監事のうち1人については、会員以外の者で、保健師、助産師、看護師及び准看護師以外の者とする。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、第1副会長、第2副会長の順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 専務理事は、常勤とし、会長の旨を受けて会務を執行する。

5 常任理事は、常勤とし、会長の旨を受けて担当業務を執行する。

6 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 法人財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行につき、不正の疑いあることを発見したときは、これを総会又は和歌山県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をなすため必要があるときは、総会を招集すること。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。ただし、同一の職に引き続き就任する場合は、専務理事及び常任理事を除き6年目の通常総会の終了日を超えて就任することができない。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員がその地位にふさわしくない行為をしたときは、総会において、出席正会員の3分の2以上の決議によりこれを解任することができる。

(報酬)

第15条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

第 4 章 総 会

(種別)

第16条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第19条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は総正会員の5分の1以上若しくは監事から第12条第6項第4号の規定により請求があったとき開催する。

(招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の20日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、総会前の理事会で正会員の中から選出し、総会において承認を受ける。

(定足数)

第22条 総会は、正会員の2分の1以上の者が出席しなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合においては、議長は議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において書面表決者又は表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決の委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 理 事 会

(構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第27条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第28条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年6回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の現在数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。

4 緊急に理事会の議決を必要とするときは、理事に議案を送付し書面で意見を求め会議に代えることができる。

5 前項の場合において、次の会議でその結果を報告しなければならない。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第31条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の者が出席しなければ開催することができない。

(議決)

第32条 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合においては、議長は議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第33条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席した理事の氏名(書面表決者及び表決の委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(常務理事会)

第35条 理事会に常務理事会を置く。

2 常務理事会は、会長、第1副会長、第2副会長、専務理事、常任理事、書記長、職能理事をもって構成する。

(常務理事会の権能)

第36条 常務理事会は、次の事項を審議する。

(1) 理事会に付議すべき事項

(2) 理事会が委任した事項

(3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 6 章 職 能 委 員 会

(職能委員会)

第37条 この法人に、次の職能委員会を置く。

(1) 保健師職能委員会

(2) 助産師職能委員会

(3) 看護師職能委員会

2 職能委員会はそれぞれ職能の問題を審議し、会長に助言する。

3 職能委員会の運営に関して必要な事項は、細則に定める。

第 7 章 委 員 会

(委員会)

第38条 この法人に、次の常任委員会を置く。

(1) 社会経済福祉委員会

(2) 教育委員会

(3) 広報委員会

(4) 準備委員会

(5) 推薦委員会

(6) 業務委員会

(7) 看護研究学会委員会

- 2 前項の各号に掲げる委員会のほかに、会長が必要と認めるときは特別委員会を置く。
- 3 常任委員会及び特別委員会は、それぞれ専門事項に関する調査、企画等会長の諮問事項を審議する。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため事務局を設ける。

- 2 職員の任免は理事会に諮って会長がこれを行う。

第 9 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載されている財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第42条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第43条 この法人の収支予算は、総会の議決によりこれを定め、収支決算は、年度終了後1ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入収支は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第44条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第 1 0 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を経、かつ、和歌山県知事の認可を得て変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第46条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、和歌山県知事の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第11章 雑 則

(委任)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この定款は、平成14年9月30日から施行する。

- 1 この定款は、和歌山県知事の認可を受けた平成 12 年 8 月 22 から施行する。ただし、附則第 2 項の規定は、平成 12 年 6 月 17 日から適用する。
 - 2 第 11 条第 2 項の規定により選出する理事のうち、同条第 1 項第 1 号に規定する会長については、平成 12 年に限り、第 13 条第 1 項中「2 年」とあるのは「1 年」と、同条第 2 項中「6 年目」とあるのは「7 年目」と読み替えるものとする。
-

社団法人和歌山県看護協会定款（昭和 48 年制定）の全部を改正する。

附 則

この定款は、和歌山県知事の認可を受けた平成 14 年 9 月 30 日から施行する。

この定款は、和歌山県知事の認可を受けた平成 14 年 月 日から施行する。